

超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の無償譲渡公募実施要領をここに定める。

令和6年5月7日

黒滝村長 植田 忠三郎

黒滝村要領第5号

超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の無償譲渡公募実施要領

（目的）

第1条 新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日に終了することに伴い、ワクチン保管に使用していた超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の使用も終了することとなった。黒滝村では、有効活用をしていただける法人を対象に、超低温冷凍庫を無償譲渡する。

（対象物）

第2条 譲渡予定冷凍庫は下記のとおりとする。

番号	メーカー名	品番	個数
1	日本フリーザー株式会社	CVF-78HC	1
2	ツインバード工業株式会社	SC-DF25WL	1

（譲渡の手順）

第3条 譲渡の手順は、次の各号に掲げる順に進める。

- （1）申込期限 令和6年5月21日（火）午後5時15分
- （2）申請方法 別紙の無償譲渡申請書に必要事項を記入の上、下記の提出先へ郵送または持参により提出すること。

【提出先】〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村総務課

- （3）申請者多数の場合は、村内事業者を優先とする。その場合においても多数の場合は、村長が定めるくじにより譲渡者を決定する。
- （4）申請の内容が不明な場合は、別途ヒアリングを実施する場合がある。

（譲渡者の公表）

第4条 譲渡者に対しては直ちに電話等にて譲渡が決定した旨を連絡し、追って譲渡者決定通知書を送付する。結果については、担当課窓口等で公表を行い、その他の申請者全員に電話等にて結果を連絡する。

（譲渡の条件、注意事項）

第5条 譲渡の条件及び注意事項を下記により定める。

- （1）譲渡先：医療機関や大学等教育機関、研究機関、一般企業等

※特殊な冷凍庫のため、個人への譲渡は行わない。また、転売及び不正な行為を目的とした申請者には譲渡は行わない。

- (2) 無償譲渡は無償譲渡契約を締結後、2週間以内とする。
- (3) 譲渡場所は黒滝村保健福祉課（奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地）とし、配達依頼等には対応しない。
- (4) 廃棄には、専門業者への委託が必要であり、費用は譲渡先の負担となる。
- (5) 譲渡予定冷凍庫は、現行使用しているものであるため、バッテリー等経年劣化が発生している場合がある。また、メンテナンスは、譲渡先の負担となる。
- (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、譲渡に必要な事項は、村長が別に定める。

- (1) 申請書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出を認めない。申請書等について虚偽の記載をし、転売及びその他不正な行為をした場合は、取締機関への通報やその他の措置を講ずることがある。
- (4) 提出された申請書等の内容は、申請者に無断で使用しない。ただし、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるものなど不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

附則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領は、第3条の譲渡者決定を行い、その目的を達成したとき、その効力を失う。

別紙1（第3条関係）

令和 年 月 日

黒滝村長 様

申請者 住 所 :
事業者名 :
代表者名 :

下記のとおり超低温冷凍庫を譲渡くださるよう申請します。

譲 渡 希 望 品	
設置施設住所	
設 置 施 設 名	
設 置 施 設 代 表 者 名	
申請担当者名	
連 絡 先 (電話番号)	
申 請 理 由 (利用用途等 を簡潔に記入 して下さい)	

黒総第 号
令和 年 月 日

様

黒滝村長

譲渡者決定通知書

先に公告しました下記の無償譲渡品について、貴殿を譲渡者として決定しましたので通知します。つきましては、すみやかに事業担当課（保健福祉課）と無償譲渡契約の手続きを行ってください。

記

1. 件名 超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の無償譲渡

2. 品名

番号	メーカー名	品番	個数
1	日本フリーザー株式会社	CVF-78HC	1
2	ツインバード工業株式会社	SC-DF25WL	1

3. 譲渡場所 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 7 7 番地

4. 譲渡期間 契約締結後 2 週間以内

5. 譲渡金額 無償譲渡

○この通知についてのお問い合わせ先

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 77 番地

黒滝村役場 総務課入札係 （電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569）

別紙 3（第 5 条関係）

物品無償譲渡契約書

譲渡人 黒滝村（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）は、次の条項により物品の無償譲渡契約を締結する。

（趣旨）

第 1 条 新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和 6 年 3 月 31 日に終了することに伴い、ワクチン保管に使用していた超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の使用も終了することとなったことから、物品の有効活用に資するため、甲は乙に次条に定める物品を譲渡する。

（譲渡物品）

第 2 条 譲渡物品の品目及び数量は、次表のとおりとする。

番号	メーカー名	品番	個数
1	日本フリーザー株式会社	CVF-78HC	1
2	ツインバード工業株式会社	SC-DF25WL	1

（費用）

第 3 条 譲渡に係る費用は次の各号のとおりとする。

- (1) 物品の価格は、0 円とする。
- (2) 物品の集荷及び運搬に要する費用は、乙の負担とする。
- (3) 本契約の締結及び履行に関して必要なその他一切の費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第 4 条 物品の所有権は、甲が乙に物品を引き渡したとき、乙に移転する。

（物品の引渡し）

第 5 条 甲は、現状有姿にて乙に物品を引渡すものとし、物品の不調や破損等について、甲は、一切、保証しない。

- 2 甲は、引き渡した物品について、乙に対し契約不適合責任、品質保証責任その他一切の責任を負わない。
- 3 万が一、譲受された物品により問題が発生したとき、当該問題の一切の責任は、乙が負うものとし、甲を一切免責する。
- 4 乙は物品の譲受に当たり、甲の業務に支障がないよう配慮する。
- 5 乙は、物品が適切にリユースされるよう努め、使用を終了した物品は、乙が適切に処理する。

(物品の引渡し日等)

第6条 物品の引渡しは、甲乙の協議により決定した日に行う。

(疑義等の決定)

第7条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約及び甲が定める超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の無償譲渡実施要領に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(裁判管轄)

第8条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村

黒滝村長

Ⓜ

(乙)